

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者名、所在地及び期間

業者名	本店の所在地	期間
矢崎興業 株式会社	笛吹市八代町北3360	令和8年4月30日から 令和8年5月29日まで (1か月)

### 2 事実概要

山梨県発注の「国道137号外緊急業務委託8ブロック 笛吹市御坂町下黒駒地内外」において、令和7年4月17日、通行車両の支障になる可能性がある雑木等の伐採作業を、高所作業車にてアウトリガーを張り実施していたが、作業場所移動のため、高所作業車の車両後方でアウトリガーをたたんだところ、車両が動き出したことにより、その作業員が巻き込まれ、反対車線まで引きずられ死亡する事故が発生した。

高所作業車を用いて作業を行うにもかかわらず、労働安全衛生規則で必要な作業計画が定められていなかったことや、作業場所が傾斜であるが、駐車時の車両の向きや輪止めが適切に講じていなかったことから、安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故と認められる。

### 3 指名停止措置理由

安全管理措置の不適切により工事関係者事故が生じたことは、「韮崎市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」（令和2年3月施行）別表第1第8号に該当する。

#### 【 措置要領 別表第1 】

措置要件	期間
(工事関係者事故) (8) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2月以内